

平成17年9月26日
金 融 庁

第8回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について (回答)

【Ⅱ 重点課題に係る具体的施策】

・第1 損害回復・経済的支援等への取組

1. 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

（5）その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備等

- 「被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、自賠責請求と任意保険請求が存在する保険賠償制度を国が管理する自賠責保険に一本化し、対人無制限などを充実してほしい。自賠責保険の後遺障害認定基準と認定方法を見直し、公正で適切な損害賠償を実現してほしい（現状では、損害賠償の認定等に営利目的の保険会社が関与するため、著しく低く認定されるという例が頻発している。適正に認定するとともに、制度の根本的矛盾をも改めてほしい。）」
との要望について

自賠責保険は、全ての自動車ユーザーが加入を義務づけられており、また、保険内容も同一となっていることから、被害者が確実に基本的な補償を受けられる仕組みとなっている。

自賠責保険金の支払に異議がある場合は、損害の状態を詳しく示した診断書等を保険会社に改めて提出していただくことにより、自賠責保険の損害調査を行う損害保険料率算出機構において、再度精査されることとなる。

自賠責保険の損害の認定については、保険会社は、国が定めた自動車損害賠償責任保険支払基準に従って保険金を支払うことが義務づけられ、これに違反した場合は、被害者は国土交通大臣に申し出ることができるほか、（財）自賠責保険・共済紛争処理機構において、専門委員による調停を無料で実施するなど、自賠責保険金の支払いの適正化措置が用意されており、今後とも一層の適正化に努めて参りたい。

「犯罪被害者等基本計画試案(第8回検討会用事務局案)」について

以下のとおり回答します。

【原文】P8のウ

金融庁において、苦情・相談に寄せられる情報を活用し、保険会社側に問題があると認められる行為については、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。

↓

【修文】見え消し

金融庁において、保険会社の検査・監督を行うにあたっては、苦情・相談にとして寄せられる情報を活用し、保険会社側に問題があると認められる行為業務・運営については、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。

(変更理由)

原文では、個別の苦情・相談に対し、個別の保険会社に検査・監督の対応をしていく意味に取られ、誤解を招く恐れがあるため。(朱書き下線追加、朱書き消し線削除)

【修文】

金融庁において、保険会社の検査・監督を行うにあたっては、苦情・相談として寄せられる情報を活用し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切な対応をしていく。